

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 書 局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次

訓 令	告 示	道教育庁教育局告示	道監査委員公表
○北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令…………… (総務部総務課)	1		
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農業施設管理課)	2		
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定…………… (農業施設管理課)	2		
○道営土地改良事業計画の決定…………… (農業施設管理課)	3		
○道営土地改良事業変更計画の決定…………… (農業施設管理課)	3		
○知事権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	3		
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定の予定…………… (治山課)	3		
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定…………… (治山課)	4		
○海岸保全区域の指定の一部改正…………… (維持管理防災課)	4		
○北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定の一部改正…………… (調達課)	5		
		○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	5
		○特定調達契約に係る入札の公告……………	5
		○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	7
		○特定調達契約に係る資格に関する公示……………	7
		○特定調達契約に係る入札の公告……………	8
		○令和5年度に係る随時監査(工事)の結果の公表……………	9

訓 令

北海道訓令第1号

本 庁
出 先 機 関

別記第1号様式(第2条関係)

北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道庁用自動車管理規程の一部を改正する訓令

北海道庁用自動車管理規程(昭和43年北海道訓令第24号)の一部を次のように改正する。
第1条中「使用する」を「運行する」に改める。

第2条第1項中「又は自動車を運転する運転技術員の配置されている」を「を運行する」に改め、「次項」の次に「及び第4項」を加え、同条第3項中「は握し」を「把握し」に改め、同条中第5項を第6項とし、第4項を第5項とし、第3項の次に次の1項を加える。

4 自動車が配置されている本庁の課等の運行管理者は、自動車ごとに別記第1号様式の自動車運行管理簿(以下「自動車運行管理簿」という。)を備えるものとする。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

第7条の見出しを「(運行命令等)」に改め、同条第1項中「使用しよう」を「運行しよう」に、「別記第1号様式の自動車配車要求書を運行管理者へ提出し、その承認を受ける」を「運行管理者に対し、自動車運行管理簿の運行前欄により自動車の運行予定等を申し出て、自動車の運行の承認を求める」に改め、同条第2項中「要求」を「申出」に、「別記第2号様式の自動車運転命令書」を「口頭」に改め、同条第3項を次のように改める。

3 自動車の運行管理者と運転者の運行管理者とが異なる場合における自動車の運行は、運転者の運行管理者の運行命令によるものとする。この場合において、運転者の運行管理者は、あらかじめ、口頭又は電子計算機を利用して、施設、備品等の利用の予約に係る一連の事務処理を行うためのシステムにより、自動車の運行管理者に配車を要求し、その承認を受けるものとする。

第7条を第6条とする。

第8条の見出し中「行先等」を「運転者等」に改め、同条第1項中「使用する」を「運行する」に、「運行命令に定められた行先及び時間」を「前条第1項の承認を受けた運転者、運行日時及び運行区間(次項において「運転者等」という。)」に改め、同条第2項中「行先等」を「運転者等」に改め、「使用後」を削り、同条を第7条とする。

第9条中「別記第2号様式の自動車運転命令書又は別記第3号様式の」を削り、「運転者の報告欄」を「運行後欄」に、「運行状況」を「運行状況等」に改め、同条を第8条とし、第10条を第9条とし、第11条を第10条とする。

第12条中「別記第4号様式」を「別記第2号様式」に改め、同条を第11条とし、第13条を第12条とする。

別記第1号様式を次のように改める。

自動車運行管理簿

年度	
車両番号	
車検有効期間	

運転者 所属	運行管理者 職氏名	運転者 職氏名	運行前					運行前点検 結果報告 (日常点検)	運行後					備考	
			運行 予定 日時	運行 区間	酒気帯び状況の確認				走行距離 (km)	給油 (ℓ)	酒気帯び状況の確認				
					酒気帯び 有無	確認 日時	確認者 職氏名				酒気帯び 有無	確認 日時	確認者 職氏名		
										走行前 走行後 走行距離					
										走行前 走行後 走行距離					
										走行前 走行後 走行距離					
										走行前 走行後 走行距離					
										走行前 走行後 走行距離					

注1 備考欄には、必要に応じて、用務、同乗者等を記載すること。
 2 勤務の態様などにより、この様式により難しい場合は、この様式に準じたものを用いて差し支えありません。

別記第2号様式及び別記第3号様式を削る。
 別記第4号様式中「第12条」を「第11条」に改め、同様式を別記第2号様式とする。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

北海道知事 鈴木直道

退任年月日 理事・監事の別氏名住所
 令和6.1.31 理事 三宅幸彦 虻田郡倶知安町字出雲38番地13

告 示

北海道告示第101号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、倶知安土地改良区から、次のとおり役員の退任の届出があった。
 令和6年3月1日

北海道告示第102号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、旭川土地改良区が行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。
 その関係書類は、北海道上川総合振興局に備え置いて、令和6年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この決定については、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定に基づき、利害関係人は縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に異議の申出をすることができる。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第103号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、道営土地改良（トンケ地区（農業用排水施設、区画整理））事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、北海道檜山振興局に備え置いて、令和6年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

北海道告示第104号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、令和6年3月4日から20日間、一般の縦覧に供する。

なお、この計画の変更については、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に北海道知事に審査請求をすることができる。

また、この計画の変更については、この告示の日の翌日から起算して6か月以内に、北海道（訴訟において北海道を代表する者は、北海道知事となる。）を被告として、当該計画の変更の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

地区名	事業の種類	縦覧場所
ちえぶん	農業用排水施設、区画整理	北海道上川総合振興局
共栄久光	農業用排水施設	北海道留萌振興局

北海道告示第105号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 松前郡福島町字三岳544地先・550地先・551地先・554地先・556地先・557地先・563地先・550・557・564（以上7筆地先3筆について次の図に示す部分に限る。）、551、552、554から556まで、558から563まで
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び福島町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第106号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定による通知があった。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 寿都郡寿都町字歌棄町歌棄363、380
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
ア 主伐は、択伐による。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部

林務局治山課及び寿都町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第107号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

1 解除予定保安林の所在場所 函館市赤川町588の1・亀田中野町318の1(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び函館市役所に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第108号

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び胆振総合振興局室蘭建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

9 日高胆振沿岸海岸保全区域の表日高胆振沿岸の(10)白老海岸の白老町の項海岸保全区域の欄中3の事項を次のように改める。

3 萩野及び北吉原地区海岸の次の基点①から基点②までの各点を順次に結ぶ線、基点①と補点④を結ぶ線、補点④から補点⑥までの各点を順次に結ぶ線及び基点②と補点⑥を結ぶ線によって囲まれた区域

基点① 三等三角点字無別(世界測地系座標 $X = -162,914.530$ 、 $Y = -77,221.953$)の地点から方向角194度32分12秒の方向1,383.186mの地点

基点② 基点①から方向角226度39分47秒の方向19.818mの地点

基点③ 基点②から方向角232度52分50秒の方向144.789mの地点

基点④ 基点③から方向角327度24分17秒の方向27.190mの地点

基点⑤ 基点④から方向角230度48分53秒の方向422.559mの地点

基点⑥ 基点⑤から方向角231度13分00秒の方向732.592mの地点

基点⑦ 基点⑥から方向角221度24分59秒の方向20.907mの地点

基点⑧ 基点⑦から方向角228度21分36秒の方向53.632mの地点

基点⑨ 基点⑧から方向角238度52分45秒の方向89.993mの地点

基点⑩ 基点⑨から方向角233度04分36秒の方向142.866mの地点

基点⑪ 基点⑩から方向角229度22分12秒の方向108.973mの地点

基点⑫ 基点⑪から方向角139度22分37秒の方向19.119mの地点

基点⑬ 基点⑫から方向角227度31分05秒の方向55.474mの地点

基点⑭ 基点⑬から方向角312度23分54秒の方向28.179mの地点

基点⑮ 基点⑭から方向角229度22分23秒の方向190.230mの地点

基点⑯ 基点⑮から方向角233度28分35秒の方向209.077mの地点

基点⑰ 基点⑯から方向角255度11分54秒の方向36.078mの地点

基点⑱ 基点⑰から方向角231度12分50秒の方向59.489mの地点

基点⑲ 基点⑱から方向角224度56分00秒の方向253.653mの地点

基点⑳ 基点⑲から方向角231度09分23秒の方向110.804mの地点

基点㉑ 基点⑳から方向角236度10分19秒の方向158.026mの地点

補点④ 基点①から方向角142度03分17秒の方向213.572mの地点

補点⑤ 基点③から方向角188度49分38秒の方向325.685mの地点

補点⑥ 基点④から方向角198度46分15秒の方向294.793mの地点

補点⑦ 基点⑫から方向角145度42分33秒の方向163.055mの地点

補点⑧ 基点⑱から方向角188度17分07秒の方向271.801mの地点

補点⑨ 基点⑲から方向角113度59分57秒の方向

118.981mの地点
補点㊦ 基点㊱から方向角170度37分24秒の方向
142.728mの地点

北海道告示第109号

昭和53年北海道告示第3728号（北海道収入証紙の元売りさばき人及び売りさばき人の指定）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。ただし、旭川信用金庫の事項の改正については、令和6年3月31日から、石川純の事項の改正については4月1日から施行する。

令和6年3月1日

北海道知事 鈴木直道

2の項中旭川信用金庫の事項及び石川純の事項を削り、同項株式会社厚友会の事項を次のように改める。

株式会社厚友会 平成19.4.24 株式会社厚友会上川合同庁舎売店
同 旭川地方合同庁舎売店

道教育庁教育局告示

北海道教育庁空知教育局告示第14号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年3月1日

北海道教育庁空知教育局長 山口利之

1 資格及び調達をする特定役務の種類

令和5年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第4号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 令和6年3月1日に一般競争入札の公告を行う北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約
- (2) 資格 北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する入札参加資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 陸上運送サービス

2 資格要件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 申請日現在において、道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号口の一般貸切旅客自動車運送事業の免許又は許可を現に受けている者であって、当該事業を引き続き2年以上営んでいるものであること。
- (2) 道路運送法第9条の2第1項に規定する旅客の運賃及び料金を定め、国土交通大臣に届け出ていること。
- (3) 当該スクールバスに関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (4) 添乗員を別紙資料「コース内訳書」に示す人数以上配置できること。
（北海道南幌養護学校 恵庭小・千歳コース、恵庭中高・鳥松コース、北広島・恵庭中送りコース、江別・大麻コース、江別・豊幌コース）

3 資格要件の特例

平成16年北海道告示第447号の2の(1)による。

4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法

- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年3月1日（金）から同月13日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失

平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。

6 資格に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目
- (3) 電話番号 0126-20-0142

北海道教育庁空知教育局告示第15号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年3月1日

北海道教育庁空知教育局長 山口 利之

1 入札に付する事項

(1) 調達をする特定役務の名称及び調達予定数量

ア 北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託（恵庭小・千歳コース）（1日当たりの単価）

イ 北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託（恵庭中高・島松コース）（1日当たりの単価）

ウ 北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託（北広島・恵庭中送りコース）（1日当たりの単価）

エ 北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託（江別・大麻コース）（1日当たりの単価）

オ 北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託（江別・豊幌コース）（1日当たりの単価）

調達予定数量については、「コース内訳書」とおとりとする。

アからオまでについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする特定役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 令和6年4月1日から令和9年3月31日まで

なお、この契約は、地方自治体（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 履行場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

令和6年北海道教育庁空知教育局告示第14号に規定する北海道南幌養護学校スクールバス運行業務委託契約に関する入札参加資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 岩見沢市8条西5丁目 空知合同庁舎4階講堂（送付による場合は、郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室）

(2) 入札日時 令和6年3月22日（金）午後2時（送付による場合は、同月

21日（木）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、北海道教育庁空知教育局のホームページ（<https://www.dokyoj.pref.hokkaido.lg.jp/hk/stk/index.html>）においてダウンロードすることができる。

7 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）

全ての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30条）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書に記載の入札総価額（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た金額の合計金額）が最低であるものを落札者とする。

なお、入札書には積算内訳書を添付することとし、開札後、当該積算内訳書を審査し、国土交通大臣へ届け出た運賃・料金を基に積算された入札金額（単価）であることの確認を行う。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織

(1) 名称 北海道教育庁空知教育局道立学校運営支援室

(2) 所在地 郵便番号 068-8550 岩見沢市8条西5丁目

(3) 電話番号 0126-20-0142

10 Summary

A Nature and quantity of the services to be procured :

a The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Eniwa

shou・Chitose course)

- b The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Eniwa chukou・Shimamatsu course)
- c The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Kitahiroshima・Eniwa nakaokuri course)
- d The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Ebetsu・Oasa course)
- e The school bus services contract of Hokkaido Nanporo Special Needs School (Ebetsu・Toyohoro course)

B Bid tendering date and time : 2 : 00 P.M., March 22, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., March 21, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Sorachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, 8-jo Nishi 5-chome, Iwamizawa, Hokkaido 068-8550 Japan

Phone : 0126-20-0142

北海道教育庁石狩教育局告示第59号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月1日

北海道教育庁石狩教育局長 田 中 賢 一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) パーソナルコンピュータ (校務用A地区) 一式 89台分
- (2) パーソナルコンピュータ (校務用B地区) 一式 92台分
- (3) パーソナルコンピュータ (校務用C地区) 一式 87台分
- (4) パーソナルコンピュータ (校務用D地区) 一式 95台分
- (5) パーソナルコンピュータ (校務用E地区) 一式 88台分

2 落札を決定した日

令和6年1月31日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)及び(2)

ア 氏 名 北海道オフィス・マシン株式会社
イ 住 所 札幌市中央区大通西16丁目3番地

(2) 1の(3)から(5)まで

ア 氏 名 大丸株式会社
イ 住 所 札幌市中央区南1条西3丁目2番地

4 落札金額

- (1) 8,793,620円
- (2) 9,089,960円
- (3) 8,596,060円
- (4) 9,386,300円
- (5) 8,694,840円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月19日付け北海道教育庁石狩教育局告示第50号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁石狩教育局道立学校運営支援室
- (2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

北海道教育庁後志教育局告示第8号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5第1項の規定により一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

なお、この資格に係る調達、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける。

令和6年3月1日

北海道教育庁後志教育局長 新 居 雅 人

1 資格及び調達をする物品等の種類

令和6年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第2条第3号に規定する物品等の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契 約 令和6年3月1日に一般競争入札の公告を行う後志管内道立学校で使用する高压電力の需給契約
- (2) 資 格 高压電力の需給契約に関する資格(以下「資格」という。)
- (3) 物 品 等 の 種 類 電力

2 資 格 要 件

平成16年北海道告示第447号の1の(1)、(3)及び(5)から(9)までによるほか、次による。

- (1) 電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (2) 資格審査の申請をする日の直前1年間に、高压(6,000ボルト以上)電力で、1件の

- 契約電力が50kW以上の電力供給実績があること。
- (3) 資格審査の申請をする日の直前2年間に、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）第34条第4項の規定による納付すべき金額を納付していない旨の公表をされたことがない電気事業者であること。
- 3 資格要件の特例
平成16年北海道告示第447号の2の(3)による。
- 4 資格審査の申請の時期、申請書類の入手方法及び申請の方法
- (1) 申請の時期 資格審査の申請は、令和6年3月1日（金）から同月29日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時までの間にしなければならない。
- (2) 申請書類の入手方法 資格に関する事務を担当する組織で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。
- (3) 申請の方法 資格審査の申請は、資格に関する事務を担当する組織に、当該担当する組織の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。
- 5 資格審査の再申請並びに資格の有効期間及び当該期間の更新手続並びに資格の喪失
平成16年北海道告示第447号の3の(1)のアからウまで及び(2)、4の(1)及び(3)並びに5の(2)による。
- 6 資格に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
(3) 電 話 番 号 0136-23-1979

北海道教育庁後志教育局告示第9号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
なお、この入札に係る調達には、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。
令和6年3月1日
北海道教育庁後志教育局長 新 居 雅 人

- 1 入札に付する事項
- (1) 調達をする物品等の名称及び調達予定数量
後志管内道立学校で使用する高圧電力

- ア 基本料金（契約電力1kW当たりの単価）
14校15カ所 合計1,165kW
- イ 電力量料金（使用電力量1kWh当たりの単価）
14校15カ所 合計2,916,476kWh
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
(3) 契約期間 令和6年7月1日から令和7年6月30日まで
(4) 納入場所 入札説明書による。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
令和6年北海道教育庁後志教育局告示第8号に規定する高圧電力の需給契約に関する資格を有すること。
- 3 契約条項を示す場所
北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 後志合同庁舎1階旧売店（送付による場合は、郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室）
(2) 入 札 日 時 令和6年4月15日（月）午前11時（送付による場合は、同月12日（金）午後5時までに必着）
(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。
- 5 入 札 保 証 金
平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。
- 6 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
なお、北海道教育庁後志教育局のホームページ（<https://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/sbk/nyuusatsujyouhou.html>）においてダウンロードすることができる。
- 7 落札者の決定方法
落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。（落札者は、落札決定後速やかに契約の締結方法について、書面で行うか契約内容を記録した電磁的記録で行うかを申し出ること。）
全ての入札金額（銭単位の単価）北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内である入札（有効な入札に限る。）をした者のうち、入札書記載の入札総価額（各入札金額（銭単位の単価）に予定

数量を乗じて得た金額の合計額。1円未満に端数があるときは、その端数を切り捨てること。)が最低であるものを落札者とする。

8 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

9 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。

(1) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等を含めた金額(銭単位の単価)とすること。

(2) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 北海道教育庁後志教育局道立学校運営支援室
イ 所在地 郵便番号 044-8544 虻田郡倶知安町北1条東2丁目
ウ 電話番号 0136-23-1979

10 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Electricity to be used in Shiribeshi Prefectural School

a A basic charge per kW, The estimated electricity contract : 1,165 kW

b A unit price per kWh, The estimated electricity for the year : 2,916,476 kWh

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., April 15, 2024

(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., April 12, 2024)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Shiribeshi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 1-jo Higashi 2-chome, Kutchan-cho, Abuta-gun, Hokkaido 044-8544 Japan

Phone : 0136-23-1979

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第5項の規定により、令和5年度に係る随時監査(工事)を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局(石狩振興局を除く。)の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ(URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>)から閲覧することができる。

令和6年3月1日

北海道監査委員 中野 秀敏
北海道監査委員 沖田 清志
北海道監査委員 深瀬 聡
北海道監査委員 永山 秀明